



～令和元年度第3回コア会議が開催されました～

令和元年11月28日（木）に「公園マネジメント会議 令和元年度第3回コア会議」が、愛・地球博記念公園 地球市民交流センターにて開催され、有効会員数25団体に対し、出席が16団体となり、コア会議が成立しました。

公園マネジメント会議が今年度取り組む課題、特権の取り扱いを再整理するため、活発な意見交換が行われました。



前回のふりかえり

- ・第2回コア会議のふりかえりで、1.今年度に取り組む課題の確認 2.抽出した課題に対応したスケジュールの確認 3.【課題1 分科会制度の見直し】の協議内容と解決策 4.解決策を反映した分科会活動の流れについて事務局より報告がありました。

【課題2：特権の取り扱いの再整理】について

- ・地球市民交流センターの先行予約において「マネジメント会議の活動のために使われていない」「自分たちの団体活動のための利用となっており、会員と会員以外での取り扱いに不公平感がある」などの意見があり、これらの取り扱いを再整理する必要がありました。

あるべき取り扱いとは？

特別な取り扱いの“本来の目的”は！？

公園マネジメント会議は、総会やコア会議で協議、承認したことを実践までする。

実践活動に対して、マネジメント会員は、それぞれができる形で技術や力を出し合い協力する。

県（公園管理者）及び指定管理者は、各分科会活動に、場所や備品を提供することで協力する。各会員は、各会員ができる方法の部分で協力する。

ちなみに、何に基づいて特別な取り扱い（公園施設の優先利用）ができるのか？

公園施設の優先利用は、「優先利用取扱基準」で“国又は県その他の地方公共団体が主催又は共催する行事を優先利用の対象”としている。

要するに 公的な利用に対して、優先している。

これを準用して

公園マネジメント会議の活動は“公共性が高く、公園にとって良い活動”のため、公的な機関が実施する行事と同等に扱うことができる。

現状の取り扱い①～④に対する見直し（案）について協議し、解決策を決めました。

- ①【現状の取り扱い】分科会活動は、施設の優先予約ができる。（内容や場所など調整が付いた場合に限る）
【取り扱いに対する対応】・内容により管理事務所と相談して対応している。
・暗黙のルールで、「優先利用取扱基準」の愛知県が主催及び共催する行事を準用しているが、その際に必要な申請書類は 出していない。
【“本来の目的”に対する効果】・分科会の活動場所を提供できており、“本来の目的”に対して効果あり。
・ただし、暗黙のルールではなく、みんなが共有しているルールにする。
【見直し（案）】・取り扱いの見直しは、無し。
・ルールを「活動の手引き」に追加する。



- ②【現状の取り扱い】マネジメント会員は、地球市民交流センターの先行予約ができる。（12ヶ月前から予約できる）
【取り扱いに対する対応】・マネジメント会員が自分たちの活動での利用が多い。
・「地球市民交流センター施設利用案内」にマネジメント会員が講座等を開催する場合に適用できる記載がある。
【“本来の目的”に対する効果】マネジメント会議で承認した活動だけでなく、会員の活動で先行予約できることになっているため、“本来の目的”とは異なる。
【見直し（案）】・取扱対象を、全ての会員から分科会活動に見直す。
（団体の個別な活動は、パートナー登録制度での先行予約（6ヶ月）を利用する。）
・ルールを「活動の手引き」に追加する。

- ③【現状の取り扱い】分科会活動は、公園管理事務所のコピー機を無料で使用できる。（上限あり）
【取り扱いに対する対応】・利用されていない（知らない）。・「活動の手引き」に記載あり。
【“本来の目的”に対する効果】分科会の活動に協力する内容だが、知られていないことから、効果なし。
【見直し（案）】・取り扱いの見直しは、無し。
・会員で情報を共有する。特に分科会の代表者には案内する。

- ④【現状の取り扱い】分科会活動は、公園管理事務所備品を無料で借りられる。（調整が付いた場合のみ）
【取り扱いに対する対応】・内容により、管理事務所と相談して対応している。
・「活動の手引き」に記載あり。・手引きの運用（貸出申請書）がされていない。
【“本来の目的”に対する効果】分科会の活動に必要な備品を提供できており、“本来の目的”に対して効果あり。
【見直し（案）】・取り扱いの見直しは、無し。
・「活動の手引き」に記載のある貸出申請書の提出を徹底する。

<意見交換> ②に関する内容を中心に、1時間以上にわたり多くの議論が行われた。
・特権があることが第一優先という考えではなく、公園のために努力できることは何かを一番に考えてほしい。いつからか優先順位が変わり、それが当たり前になってきたところがある。今回の整理は非常に有効な話である。
・マネジメント会議は立場も違う人が一緒になって考えることで、自分では越えられない壁を他の人の立場を借りたり、助言によってクリアできるのが最大のメリットである。
・パートナー制度は今までと変更なし。取扱対象を分科会活動に見直した場合、団体（マネジメント会員）の個別な活動は、12ヶ月前からの予約はできなくなる。パートナー登録をすれば、パートナー登録制度での先行予約（6ヶ月）を利用することができる。
・分科会に登録するとなると時間がかかる。イベント等何をするにも場所は非常に大切な要素なので、個の団体でもコア会議で承認を得られれば良いとするといった条件付きにした方がよい。個の団体がどう使っているのか情報がないから、今回のような不満ができてきているので、コア会議や総会等、何らかの形で情報開示するとよい。
→個の団体が承認を得るには、どの活動の予約がOKなのか判断が難しい可能性がある。
→前回までの議論で分科会活動の活動報告・活動計画をしっかりと提出して、会員全体で情報を共有することで承認されているので、マネジメント会議の仕組みを複雑にするのではなく、どうしたら使い勝手の良い分科会になるかを考えた方がよい。
→分科会は複数の団体に関与していれば調整にも時間がかかる。個の団体の活動であれば、整備協会が関与しなくてもパートナー登録制度での先行予約（6ヶ月）を使えばスムーズに物事が進む。

協議結果 現状の取り扱い①～④に対する【見直し（案）】の内容について、①～④すべて承認された。

会員情報（分科会活性化プロジェクト）

万博サンバフェスティバル分科会
毎年、「シャララ万博カーニバル」をモリコロパークで開催しています。イベントは、音楽を通じて、普段交流のない人たち（ステージにあがる人、スタッフとして関わる人など）が交流することを大事にしています。
来年は6～7月に名古屋市や刈谷市などでミニマムなものを計画しており、9月に集大成となるイベントをモリコロパークで開催予定です。皆さんに協力いただければと思います。関心がある方は問い合わせください。



連絡事項

- 以下の連絡事項がありました。
- ・評価委員会委員の募集スケジュールについて
 - ・モリコロパークのクリスマス会の案内

お問い合わせ先

愛知県都市整備局都市基盤部
公園緑地課（協働グループ） 担当：嶋田
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
TEL：052-954-6491 FAX：052-961-5022

公園マネジメント会議 HP
http://www.pref.aichi.jp/koen/AI_CHIKYU/ParkManagement/managementHP/

公益財団法人愛知県都市整備協会
愛・地球博記念公園管理事務所 担当：井上
〒480-1342 長久手市英ヶ廻間乙 1533-1
TEL：0561-64-1130 FAX：0561-61-2150